

第1章 基本的な事項

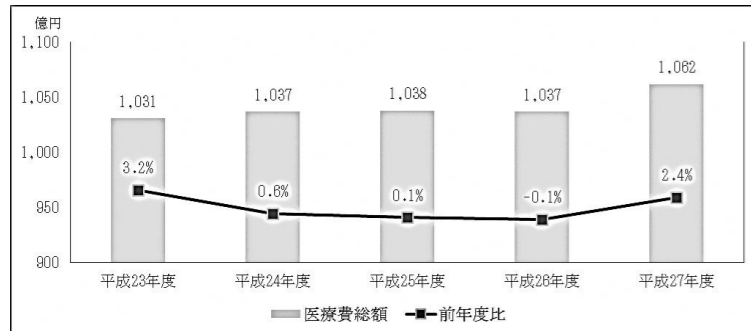
- ◆ 策定の目的 平成30年度から、県と市町が一体となって、国民健康保険の保険者事務(財政運営、資格管理、保険給付、保険料の決定・賦課・徴収、保健事業等)を共通認識の下で実施するとともに、各市町が事業の広域化や効率化を推進することができるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として策定する。
- ◆ 策定の根拠 国民健康保険法第82条の2
- ◆ 対象期間 平成30年4月1日 ~ 平成33年3月31日 (3年間)

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

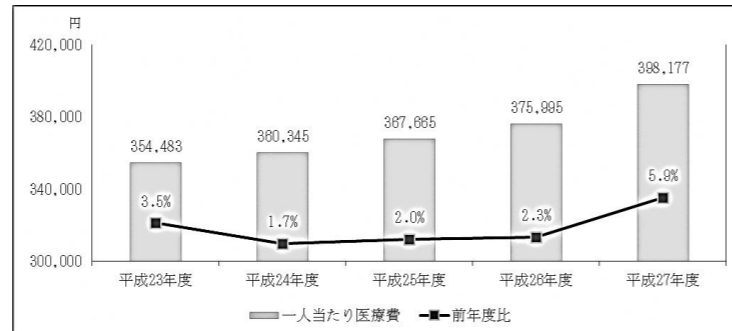
1 市町国保の現状

- 被保険者の状況 被保険者数は減少傾向 (H23)287,874人→(H27)259,406人 [県総人口に占める割合22.6%]
一方、前期高齢者(65歳~74歳)の割合は増加傾向
(被保険者全体に占める割合は44.8% [全国平均38.9%])
- 医療費の状況 医療費総額 (H23) 1,031億円 → (H27) 1,062億円
1人当たり医療費 (H23) 354千円 → (H27) 398千円 [全国平均349千円]
※将来の見通し H37には被保険者数は9.5%減少、医療費総額は12.7%増加すると推計(H27比)
- 国保財政の状況 収入総額から支出総額を差し引いた収支差は約8.7億円の黒字(H27)
(ただし、県全体で約4.03億円の決算補填等目的の法定外繰入あり[3市町])

≪医療費総額の推移≫



≪1人当たり医療費の推移≫



2 国保財政運営に係る基本的な考え方

- 市町の国保特別会計 : 必要な支出を保険料や国庫負担金などで賄うことで、単年度収支を均衡
- 県の国保特別会計 : 必要な支出を納付金や国庫負担金などで賄うことで、単年度収支を均衡
- 赤字解消・削減の取組等 : 赤字(決算補填等目的の法定外繰入等)が生じた市町は、要因分析を行うとともに、必要な対策を整理し、計画的・段階的な解消・削減に努める
- 財政安定化基金の運用 : 市町や県に対する貸付・交付、激変緩和への活用

第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施

- 国保の安定的な財政運営の大前提となる「保険料」の適正な徴収について、必要な取組を定める。
 - ・ 収納率目標の設定(保険者規模別)
 - ・ 被保険者の利便性向上に資する納付方法(コンビニ収納の活用など)の拡大

第6章 医療費の適正化の取組

- 「医療費」の適正化を行い、国保の財政基盤を強化するための取組を定める。
 - ・ 特定健診・特定保健指導の推進(研修会の開催等)、
 - ・ 後発医薬品の使用促進、適正投薬の推進、重症化予防の取組 等

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の施策との連携の取組みを定める。
地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、保険者が主体的に取組を進める。

第3章 市町における保険料の標準的な算定方法

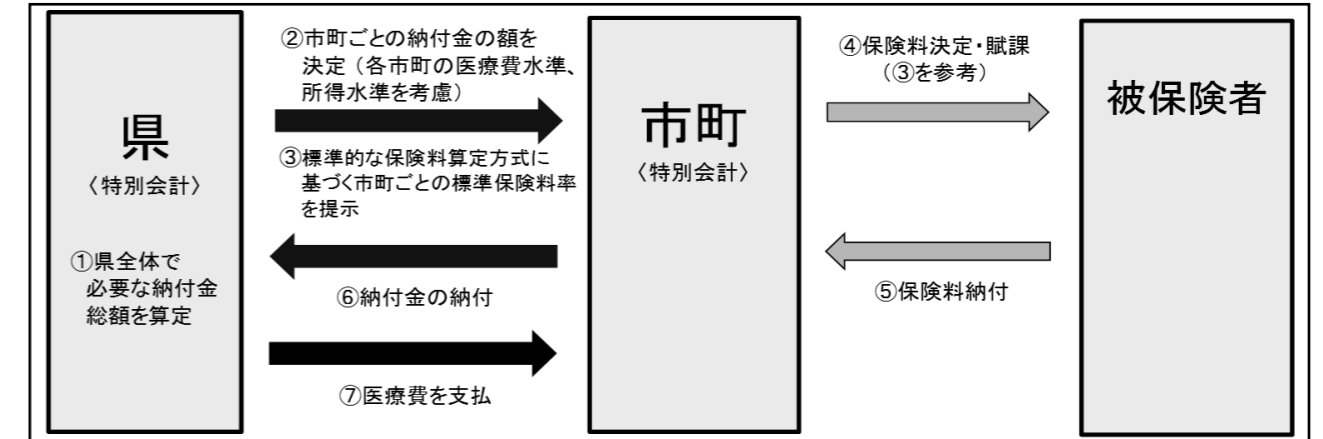
- 新制度においては、県が市町ごとの納付金を決定(各市町の医療費水準、所得水準を考慮)するとともに、市町に対して、保険料を決定する際の参考となる標準的な保険料算定方式に基づき算定した標準保険料率を示す。

≪標準的な保険料算定方式等≫

- 医療費水準の反映 : 納付金に医療費水準を全て反映($\alpha = 1$)
- 所得水準の反映 : 納付金に本県の所得水準を反映($\beta =$ 国が示した数値)
- 保険料(納付金)算定方式 : 3方式(所得割、均等割、平等割) ※医療、介護、後期とも
- 標準的な収納率 : 市町ごとの直近過去3年の平均収納率
- 保険料水準の統一 : 当面、保険料水準の統一は行わない
将来的な保険料水準のあり方については、引き続き検討

※ 保険給付に必要な費用は、県が、全額、市町に対して支払う。(市町からの納付金等を財源)

≪新たな財政運営の仕組み≫



第5章 市町における保険給付の適正な実施

- 「保険給付」が法令に基づく統一的なルールに従って着実に実行されるよう、必要な取組を定める。
 - ・ レセプト点検の充実強化
 - ・ 県による保険給付の点検、返還金の徴収等(費用対効果等を検討し、市町と協議のうえ実施)

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取り組むことで、効率的・効果的な事務運営につながるものについて、共同実施を推進する。
 - ・ 被保険者証と高齢受給者証の一体化 等

第9章 関係市町相互間の連絡調整等に関する事項

- 本運営方針に基づき、国民健康保険制度を安定的に運営していくため、引き続き、関係者(県・市町・国保連)間で意見交換や協議を実施する。